

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○河村委員長 次に、白石洋一君。

○白石委員 希望の党、愛媛三区の白石洋一です。

きょうは、質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。早速質問させていただきます。四国新幹線について伺います。

私の地元は西条でありまして、西条は、十河信二さんが第二代市長になって、その十河信二さんというの、その後、第四代国鉄総裁で、新幹線の父、生みの親と呼ばれているところなんです。西条には、その駅前には鉄道歴史パークというのがありまして、そこに十河信二さんの記念館があるとともに、四国鉄道文化館というのがありまして、そこにはゼロ系新幹線も展示されているんです。

その四国に、いつ新幹線が来るんだろうか。

新幹線が開業、開通したのは一九六四年、オリンピックの年、それからもう五十四年たっております。

ます。半世紀たって、いつかいつかと待っているんですけども、さきには北陸新幹線が開通しました。金沢も大変な賑わいになっている。やはり新幹線というのは、今、安倍総理も国難とされている少子高齢化、人のにぎわいを、地方創生、これに効果があるんだろうな。であるならば、早く新幹線を四国に開通してほしい、こういう地元の願いが高まっております。

今の状況は、四十七都道府県ある中で、新幹線が通っていない県庁所在地というのは十六ありまして、その十六を人口の多い順に並べますと、愛媛県庁所在地、松山市が二番目になります。一番目は千葉市ということで、東京の近隣でありますから、次は松山なんだろうな、松山に、四国に新幹線が来るんだろうなという地元の期待がございます。

実際、数字の面でも、沿線人口というのは北陸新幹線の沿線人口に比べて上回っている。四国の沿線人口というのは三百三十八万人に対して北陸は三百十万人、北海道、これは岩手からですけれども三百二十七万人、これも上回っているということで、BバイCも計算したところ、一・〇三という計算が出ています。効果は年間百六十九億円です。

では、四国に新幹線を敷設する、その決定、決断をどのような段取りを踏んでこれから進めていくんだろうかというところを具体的に石井大臣にお伺いしたいんです。

石井大臣、今後、見えてきた、北陸新幹線が新大阪まで通じて、その後、どの新幹線を基本計画

から整備計画に格上げするというところについて御答弁をお願いします。

〔委員長退席、橋委員長代理着席〕

○石井国務大臣 国土交通省におきましては、整備新幹線の整備の進捗状況等を踏まえて、各地域から、四国新幹線、四国横断新幹線を含みます基本計画路線等の鉄道整備に関するさまざまな御要望をいただいているところであります。平成二十九年より、基本計画路線を含む幹線鉄道ネットワーク等のあり方に関する調査に取り組んでいくところでございます。

平成三十年度予算案にも所要の調査費が引き続き盛り込まれているところであります。国土交通省といたしましては、この調査にしっかりと取り組み、我が国における今後の基本計画路線を含む幹線鉄道ネットワーク等のあり方について検討を行ってまいりたいと考えております。

○白石委員 その調査でどのような調査をするのか、どこに重点を置くのかというところが関心のありどころであります。段取りとしては、基本計画から整備計画に上げる、どの路線にするか、四国以外にもまだ候補はあるわけです。その中でどれを選ぶかということについて、調査の前に基礎調査というのをしますよというのが先ほどの大臣のお話でありまして、計上されています予算案の中にも二・八億円の基礎調査をします。その基礎調査の中に、ぜひ四国で新幹線を敷設するということを念頭に置いた調査をしていただきたい。

もう五十年たってまだできない、そしてさらに、いつできるのか。その順番が来るのは、新大阪ま

で北陸新幹線が開通してその後という最長のことを考えたなら、数十年後になるわけです。それでは間に合わないんです。地方創生、にぎわいを地方に呼び込んでくる、特に四国、まだ四国には新幹線がないわけですから、新幹線の生みの親がここで育った、そこに新幹線がまだないわけですから、どうやって早く敷設するかということをご検討いただきたい。

中でも、今アイデアとして、ミニ新幹線であるとか、あるいは単線で新幹線もできないかということもアイデアとして出てきております。単線であれば、フルの新幹線の六割の工事費で済むということでもあります。

そういうことであれば、もっと早く、そして、通常のルートではなくて、通常の段取りではなくて、もっと早く財源をあてがって開通する。そのことによつて、三十年後にやつとできた、でも、そのときに四国がどうなっているかわからない、それよりかは、なるべく早く、とにかく開通させて、そして、今少しずつ人口が減少している、その四国を関西の経済圏の中に取り込んでくるといふことが大事だと思うんですけども、国交大臣、そこについての御所見をお願いします。

○石井国務大臣 平成三十年度におきましては、今年度の調査の状況を踏まえて、引き続き、今委員が御指摘いただいた、単線による新幹線整備を含む効率的な新幹線整備手法についての検討を深めていくこととしております。

なお、個別路線についての調査を行うことは考えておりません。

○白石委員 ぜひ、今二軍にいるところは、候補はもう数えるところしかないわけですから、それを念頭に調査していただくことをお願い申し上げます。

次の質問に移ります。

質問通告で四番目に書かせていただいているんですけども、加藤厚労大臣、先ほども、議院運営委員会でも話題になりました、裁量労働制の拡大法案の基礎となったデータについてでございます。

国交大臣はもうこの後ございませんので、ありがとうございます。

質問させていただきます。

この裁量労働制の拡大というのは、それを推進する側としても相当慎重にやらなければ、これは危険な要素がある、人命にもかかわる部分があるということ、もう衆目の一致するところだと思います。

その中で、総理もおっしゃっていた、裁量労働制の方が一般労働者よりも労働時間が短いというデータもあると言った。それをもとに裁量労働制の拡大の法案の議論をし、そして今、法案を作成している。しかし、そのデータについて非常に疑惑、疑問がございまして、そのところを、ちょっと細かい数字になりますので、ぜひ理解していただいて、そして、早く疑惑を払拭するような説明、そして原データ、生の、そのもととなったものを出していただきたいというふうに思うんですね。

一般労働者として裁量労働者、この厚労省が

出したデータによると、一般労働者の方が平均労働時間が長い。平均的な者というところで比較するとそういう数字が出ていますけれども、では、そのバックデータとなっているものは何ですか、出してくださいといったところで非常に大きな疑問が出ています。

まず、ちょっと基本的な質問ですけれども、法定労働時間と、その法定労働時間働く場合の休憩時間、それぞれ何時間ずつでしょうか。お願いします。

○加藤国務大臣 法定労働時間は、労働基準法、たしか三十二条で、一日八時間、週四十時間、これが決まっていたというふうに認識をしております。

そこで、休憩時間、ちょっと済みません、今手元に正確な資料はないんですが、たしか一定時間、四時間だったか六時間か、ちょっと正確じゃありませんが、働いた場合には四十五分、それから、六時間か八時間、ちょっと忘れましたが、場合には更に十五分足して一時間という休憩をとらせるという規定がたしかあったように承知をしております。ちょっと済みません、手元に詳細がありません。

○山越政府参考人 休憩時間については、今大臣御答弁されたとおりで、六時間を超える場合は四十五分、八時間を超える場合は一時間ということになっております。

○白石委員 ありがとうございます。であれば、法定労働時間働いたら一時間の休憩があるはずだから、合計九時間のはずですね。

厚労省から出てきたデータによると、一般労働者の平均的な者の中で、九千四百四十九事例ある中で、十五時間超という人が九人おるんですね、九事例。

この九千四百四十九というのは、一事業者に監督署の方、監督官が行って、一般労働者の平均的な者で大体どれぐらい法定労働時間外の時間がありますかと聞いているわけですから、相当絞り込まれているわけです。絞り込まれた中で、十五時間超の方が九件もある、九人もおられる。これがおかしいんです。

ですから、さっき言った、法定労働時間八時間プラス休憩時間一時間で、九時間に十五時間足したら二十四時間になるわけですね。これが平均的な者であるはずはないんじゃないか。

つまり、平均労働者の法定労働時間というのがかさ上げされているんじゃないかなという疑問があって、これは恐らく、どういう調査票、調査の仕方をしたかというところ、所定労働時間があって、残業時間は何時間ですかというふうに聞いたのが原データなのに、それを法定外労働時間にしてしまっているんじゃないか。所定労働時間が数時間だったりしたら、残業時間が十五時間超あるということも、まあまあ一万件のデータの中であり得る。でも、それが法定外労働時間ということ、これはあり得ないということなんです。

原データと、そして、どういう聞き方をしているか、どういう調査票でもってこのデータを集めたのか、きのう、野党六党でヒアリングしたところ、一般労働者と裁量労働者と違う質問票でこのデータを

集めてきましたということなんです。

一体どういう質問票でこういうデータになったのか、これを早く明らかにしていただきたい。これは推進する側にとってもそうだと思うんですけども。大臣、お願いします。

○加藤国務大臣 今の御指摘を含めて、幾つかこのデータに対して御疑問等々を頂戴しております、今それらも含めて精査をさせていただきます、先ほど申し上げましたけれども、遅くとも月曜日までに、その精査結果と、それからデータを出すようにというお話もございました。

ただ、このデータはちよつと個人的なところか、個々のデータが入っていますから、そこは少し落としなさいやありませんが、その辺をして、それも含めて、遅くとも月曜日に提出すべく、今準備をさせていただいてるところでございます。

○白石委員 月曜日ということですが、月曜日の何時というのも大事です。朝一、十時とか。その深夜というんじゃない、もう今、働き方改革の時代です。朝一で、午前中で。（発言する者あり）朝一の理事会という声もあります。何時でしょう。

○加藤国務大臣 その辺は、よくこちらのそれぞれ委員会の理事の方とも御相談をしながら、我々としては、今の委員の御指摘も踏まえながら、できるだけそうした方向で対応させていただきたいと思っております、具体的話については、委員会あるいは委員の理事の方と御相談をさせていただきますと思っております。

○白石委員 これね、もうすぐに出していった方

がいいですよ、大臣。

というのは、これで与党側は法案を出そうとしているわけでしょう。そこでやはり早く疑念を払拭するというのが、それは推進側にとっても理にかなうことだと思いますし。

もう一つは、調査票で空欄のものは、これは別にプライバシーだとか企業秘密とかにかかわるものではないですから、これはすぐに出せるはずですよ。

この二点、お願いします。

○加藤国務大臣 私ども、時間を稼ごうという思いは全くございませんので、できるだけ早期に、今の御趣旨も踏まえながら、委員会、理事、理事会の御指示を踏まえて、済みません、相談と言ったのは適切じゃなかったと思います、理事の、理事会等の御示唆をいただきながら対応させていただきますかと思っております。

それから、今の調査票ということですが、これは聞き取ってそれを書き写しているということなんです。ですから、企業にこれを書いてくださいと行って渡したのではなくて、その現場に監督指導の一環として行っています。そのときにとってきたデータを集計してということであります。

そして、今私が言ったのは、それを打ち込んであるデータ、多分コンピュータだと思っております、に打ち込んでいるデータを私たちが今持っている、それを今チェックをしているということなんです、そのデータの中には、企業名も含めて、等々が入っているということなので、それを削除しな

がら、必要な部分の資料を提出できるように今準備をさせていただいている、こういうことでございます。

○白石委員 質問票じゃなくて聞き取りですと。

でも、聞き取りにもやはり統一性がなければいけないはずで、その指示書みたいなものが恐らくあると思うんです。これがなければ、もうてんでばらばらで、勝手に集めてきたことになります。やはり指示書、このように聞き取ってくださいというものが少なくともあるはずですね。それだったら、なおさら問題はないはずで、こういう形で聞き取りしましたと。

このデータだけが、裁量労働制、一般労働者よりも下回っているというものが、唯一のもので、これ以外にはないんです。それがいいかげんなデータだったということであるならば問題ですので、ここはしっかりと、ちゃんと統一性を持って出したものだ、そういうことを示してください。

○加藤国務大臣 これは先ほど申し上げましたように、単なる調査、調査というか、統計の資料をとるための調査ということをやったわけではございません。

監督指導を含め、そしてその中で調査を出している、データをとっているということでありますので、どういうことについて聞くかということとは監督指導の中身そのものでございますから、それをお示しするということは大変難しいということ、実は、本件についても、過去において資料請求というんですか、公開のお話がございましたけれども、今申し上げた調査の具体的な中身について

開示することは今後の調査にも支障を来すということでお出しをしていない、こういう対応をとっているというふうに承知しております。

○白石委員 その説明には納得できないですよね。統一のフォーマット、こういう聞き方をしてくださいということが必ずあるはずですので、さっきぐらいの説明で開示をしないというような、そういう重みじゃないでしょう。

裁量労働制というのは、本当に慎重に考えないといけない。それなのに、別に、ほかのヒアリングと一緒にまぜてやったことなので、統一的なものもあるかどうか精査する、そういうものじゃないかと思えます。もし、そういうことであれば、もう一度調査をし直す、この法案のための調査をし直すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○加藤国務大臣 今御指摘、調査票そのものをというお話でございましたから、それは今申し上げた調査そのものの視点等々を開示することにもつながるので、それはできないということを過去の資料公開においてもお話をさせていただいたということでもあります。

ただ、いずれにしても、前から申し上げているように、きちんと精査をしてお出しを、今データ等も含めて、それから過去の資料がどういうことだったかということも精査をさせていただいておりますので、それを含めて、今の御指摘、月曜日できるだけ早くということ、そこに提出をすべく作業をしていきたいと思っております。

○白石委員 予算委員会の理事会では、与党側か

らフォーマットも含めて出すという回答があったということですので、それは徹底していただいて、お願いします。（発言する者あり）

○橋委員長代理 質問続けてください。（発言する者あり）いやいや、それはできるだけ早く出すということに……（発言する者あり）

白石君、質問を続けていただいて。（発言する者あり）どうぞ続けてください。質問を続けてください。（発言する者あり）

じゃ、速記とめてください。

〔速記中止〕

○橋委員長代理 速記を起こしてください。（発言する者あり）

じゃ、ちよつととめてください。

〔速記中止〕

○橋委員長代理 速記を起こしてください。

それでは、大臣の答弁、お願いいたします。加藤厚生労働大臣。

○加藤国務大臣 今お話しになった対象となる行政文書には、調査事項、調査事業所の選定方法など、監督指導事務の実施内容に関する情報が含まれており、これらを公にすることにより、監督指導事務の手法等が明らかとなる、そういったことから、開示をすることを……（発言する者あり）済みません、行政文書開示のとき、そういうお求めがあり、そのときには、そういうことで不開示とさせていただいたところでありまして、いずれにしても、これは、単なる、先ほどから申し上げているように、統計調査ということではない、調査指導をまずやっていくという、

そしてその一環の中でこうした情報をとっていき、そして、監督指導で入っていますから、そのときに、実際チェックしてみても、そこに支障があれば、まさに監督指導そのものにも実際入っているわけでございますから、そういったトータルのものをお示しするというのは非常に難しいということをおし上げております。

ただ、今、委員からも含めて、あるいはこの委員会においていろいろ疑問点の御指摘をいただいておりますので、それについては、我々、精査し、そして、その疑問点に答えるべく、資料を精査して出させていたいただきたい、こう思っております。

○白石委員 先ほどの答弁で、二つあるんです。

国会の国政調査権というのがありますから、それによって質問の項目もこれは含まれると思うんです。開示してください。それぐらいのことはいいでしょう。それぐらいの重みがあることだと思います。

それが余りにも、いわゆるついでにやっているようなことであれば、ばらつきがあるということであれば、もう一度この法案のためにやり直すというぐらいの重みがあることだと思います。その判断ができるぐらいの内容を開示していただきたい。厚労大臣、お願いします。

○加藤国務大臣 同じ答弁になって恐縮なんですけれども、今申し上げた調査票については、そういうことでありますので、調査手法を明らかにするということは我々差し控えていたいただきたいと思いますが、ただ、これまで御指摘をいただいておりますから、そうした御指摘には、御疑問を

提示していただいておりますので、それに応えられるべく、用意をして、できるだけ早く、月曜日の早い段階で提出をさせていただくべく作業を進めていきたい、こう思っております。

○白石委員 またこの件は、引き続き山井委員からも質問させていただきます。

次の質問に移らせていただきます、ちよつと時間との兼ね合いもありますので。

働き方改革、これは、残業を規制するというところに今重点を置いていますけれども、その量だけじゃなくて、質も大事だと思っております。過酷な厳しい環境で長時間働いたのか。これはたとえ法定労働時間内におさまっていても、そういったところはちゃんと国としてもケアしていかないといけない。

中でも、夜間勤務のシフト制、夜間勤務でシフト制で働いていらっしゃる方、これは物づくりのところでは、ラインというのは二十四時間回す、一旦とめたら大変だ、だから二十四時間回す。そうすると、三交代勤務、これを夜の十時から朝の六時までやる方々もおられる。ローテーションでやる。だから、一日の動きが月間で変わってくる。家族との交流の時間も変わってくる。それを、最初はいいかもしれないけれども、年齢を追うにつれてきつくなってくる。これが深夜勤務でも、彼らが必要なんです。日本の物づくりを支えているんです。さらには、トラックのドライバーも夜間勤務が多いんです。

ところが、その議論がこの働き方改革の中でどれだけされてきたのか。これは、彼らの勤務実態

というのがまだよくわかっていないからだと思うんです。

ですから、彼らの、シフト制で働いている、特に夜間勤務について焦点を置いた実態調査をすべきだと思っておりますけれども、大臣、ここはいかがでしょうか。

〔橘委員長代理退席、委員長着席〕

○加藤国務大臣 今の委員御指摘のように、夜間で働く方、また、日中で働くのに比べてさまざまな御苦労もあるだろうというふうに思います。

まさに深夜の勤務については、労働時間が深夜であることに伴う労働の負荷等に鑑み、例えば、深夜労働に対する賃金の割増し率が二五％ということなどで設定をされていたり、あるいは、定期健康診断についても、通常年に一回のところを、六カ月内ごとに一回、したがって年二回ということになるんでしょうか、そういう形での健康確保措置、こういったことも定められておりますので、私どもとしては、労働基準監督署において、事業場への立入調査など、監督指導を行って、例えば深夜割増し賃金の不払いなどの違反があれば、その是正を図るべく対応させていただいているところでございます。

今、調査をすべきというお話がありましたけれども、私どもとしては、そうした不適切な場合に関してしっかりと対応していくことが大事だというふうに思っておりますので、限られた人員でございますから、そういったことに対しまずしっかりとやらせていただきたいと思いますと思っております。

○白石委員 ぜひ実態調査をしていただきたいんです。さつき、残業調査については、一万件弱の調査をされているじゃないですか。その中の項目の中に深夜勤務を入れる、これでいいんです。それぞれの労働基準監督署で、これは事業所ごとに違うと思います、何人が、どれだけ割増し賃金をもって働いているか、これを調べていただきたい。

ちよつと時間の関係もありますので、次に行きます。

加えて、この割増し賃金二五%というのは低いと思うんです。だから、人が集まらない。これは、社会の推移によって、やはり相場というものは変わってきます。最低賃金というのはそういうものですよね。最低割増し率も同じなんです。

これは、国際的にも日本の最低割増し率というのは低いんじゃないかと私は推察するんです、これは漏れ聞くとところですけれども、これをしっかりと調査して、例えばイギリスでは残業の割増し率というのは五〇%、それが日曜日になったら一〇〇%ということになったりしています。

労働時間を短くする、これはいいです。でも、夜間勤務あるいは残業についてはペナルティー、それなりの見返りをいただくという方向に日本も持っていく、これが真の働き方改革だと思いません。

次に、技能実習制度の就労ビザ。技能実習制度の方々が今地方では戦力になっていくのが実態です。彼らは三年なり五年したら帰っていく。しかし、せつかく育てた方々でありま

す。

安倍政権では移民制度をとらないということも総理もおっしゃっていました。それはいいでしょう。でも、技能実習制度修了者というのは単純労働者ではないんです。技能を持っているんです。そのことから考えて、技能実習修了者については就労ビザを付与するというについて、拡充するという方向で検討をいただきたいんですけれども、この点、まず法務大臣、お願いします。

○上川国務大臣 委員から、技能実習制度につきましての御質問がございました。

そもそも、この技能実習制度でございますが、開発途上国等への技能移転を通じた国際貢献という重要な意義を有する制度でありまして、その制度趣旨に沿ったものとして今後とも活用をしていくべきものでございます。その意味では、外国人労働者の受入れはこの技能実習制度とは別に議論をされるべきものであるというふうに考えております。

では、外国人材の受入れについてということですが、基本的な考え方といたしましては、専門的、技術的分野の外国人につきまして、我が国の経済社会の活性化に資するとの観点から、積極的に受け入れることが重要と考えております。

また、専門的、技術的分野とは評価されない分野の外国人の受入れにつきましては、ニーズの把握、受入れが与える経済的効果の検証のほか、日本人の雇用への影響、産業構造への影響、教育、社会保障等の社会的コスト、治安、こうした幅広い観点から、国民的コンセンサスを踏まえつつ、

政府全体で検討していく必要があるというふうに考えております。

今後の外国人材の受入れにつきまして、昨年六月、未来投資戦略二〇一七ということで閣議決定されたわけでございますが、その戦略におきましては、真に必要な分野に着目しつつ、外国人材受入れのあり方につきまして、総合的かつ具体的な検討を進める、移民政策と誤解されないような仕組みや国民的なコンセンサス形成のあり方などを含めた必要な事項の調査検討を政府横断的に進めていくとされておりまして、法務省といたしましても、出入国管理を所管する立場から、この検討に積極的に参画してまいりたいというふうに考えております。

○白石委員 ぜひ、時代に合わせて、技能のある外国人については積極的に、法務省、そして、これは厚労省も共管となっています、進めていただきたいなと思います。

もうこれは最後になりますけれども、ちよつと二問だけ厚労大臣に。

年金だけで暮らせない方がふえているんです。それはもう、声を数字のベースにしていきたい。そのために、一つ、これは質問通告の三の①ですけれども、手取りベースで年金生活者の実態把握をしていただきたい。

年金の額面だけじゃなくて、これは地方自治体によって介護保険料、健康保険税が違います。でも、天引きしているから把握できているんです。それを実態調査して、一体、手取りベースでどれだけの人が幾らもらっている、それぞれ、単身者

あるいは夫婦世帯、そして男女、こういった区別もしながら実態調査をしていただきたいんですけども、大臣、お願いします。

○河村委員長 白石君、先ほどの……（発言する者あり）質問の後ですか。追加答弁をしたいという申出が出ております、大臣から。後でそれを許しますが、先に答弁を。

○加藤国務大臣 今、介護保険料など天引きした後の手取りの年金額についてというお話がございました。

一応、資料を持っているのは日本年金機構ということになりますけれども、ここでも個別の受給者は把握できるんですが、統計データとして残念ながら集計できるシステムになっていないということと、それから、日本年金機構の有しているデータでは、例えば、無年金の方とか年金以外の所得がある方の実態が把握できないというようなこともございまして、なかなか、その個々のということについては難しいんだろうというふうに思います。

ただ、例えば家計調査や全国実態調査等により、年金を含むさまざまな収入や、税、社会保険料といった非消費支出を含むさまざまな支出の実態というのがある程度把握することができるというふうに思っておりますので、こうした調査も活用して、国民の生活実態を適切に把握しながら、こうした政策を進めていきたいと思っております。

○河村委員長 追加答弁をしたいという大臣の申出があります。時間が来ておりますが、簡潔にやれますか、簡潔に。追加答弁はありますか。（発

言する者あり）

○加藤国務大臣 済みません、今のは、今の御質問に対する御質問をさせていただきました。（発言する者あり）

済みません、前段の、その前の、今回の調査あるいは今精査をしている件に関する御質問で、ちよつと追加的に答弁をさせていただきたいと思っております。

調査票のフォーマットそのものをお出しするのはなかなか難しいということでは先ほど申し上げたところではございますが、先ほどいろいろ指摘をされた御疑問点に対して、今、精査をし、それを答えるべく準備をさせていただいておりますから、その中で、今御指摘のあった点についても最大対応できるように努力をしていきたいと思っております。

○白石委員 ありがとうございます。（発言する者あり）

○河村委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○河村委員長 速記を起こしてください。

時間が来ておりますが、加藤厚労大臣、再答弁願います。

○加藤国務大臣 これまでも御答弁させていただいておりますように、これは、監督指導の一環であり、そしてその中で必要な情報を収集しているということでございます。フォーマット等は、監督指導のありようをまさに示しているそのものということ、それはお出しするのは非常に難しいということをお答えさせていただきました。

ただ、その上で、今申し上げた点がどういふことになっていったのか等々については今精査をさせていただいておられますけれども、その精査結果をお示しするときに、今、お話、御指摘をいただいた点、そうした資料を出せということと、それから、そうした資料が出せるように最大限努力をしたいと思っております。

○河村委員長 これにて白石君の質疑は終了いたしました。